

ドイツ連邦参議院が特許法改正法案を可決 ードイツ特許法改正へー

2013年7月22日
JETRO テュッセルドルフ事務所

ドイツ連邦司法省は、7月5日、特許法改正法案がドイツ連邦参議院（上院に相当。以下「参議院」という。）を通過した結果、ドイツ特許法が改正されることとなった旨、同日にプレスリリースを行った。本法案は、2012年5月に連邦政府がドイツ連邦議会（下院に相当。以下「議会」という。）に提出していたところ、本年6月27日に議会がこれを可決し、その後、参議院がこれを可決。この結果、同国において、同法案の内容に従って特許法が改正されることとなった。

本改正法案は、今後、大統領による署名を経て正式に成立し、8月上旬前後¹頃に公布²される見込み。

今般の特許法改正における主要な項目は、以下のとおり。

1. 特許出願・付与後の特許のファイル（審査書類）のインターネットを通じた閲覧制度の導入
2. 英語・フランス語の出願書類について、翻訳文の提出期限を、現行の出願提出後3か月から同12か月に延長
3. ドイツ特許商標庁により作成される「サーチレポート」の内容の改善（出願された発明の新規性・進歩性についての特許取得見込みに関する説明を含む形で提供。調査請求適格を出願人のみに制限。なお、発明の单一性が欠如している出願については、サーチレポートの作成対象を单一性のある発明に限定。）
4. 特許付与手続における面接³を、出願人の請求を受けた際には、必ず実施するよう義務化
5. ユーザーとドイツ特許商標庁との間の連絡において要求されている電子署名に関し、その要否や入手方法を、参議院の承認を得ることなく連邦司法省が決定できることとし、これによって、将来、電子署名の要求を廃止可能として、連邦司法省が実現しようとしている手続簡素化を推進

¹ ドイツ連邦議会に問い合わせたところ、法案が議会及び参議院を通過してから通常3～4週間後に法律が公布されることとなるが、もう少し時間を要する場合もあるとのこと。

² 特許法第31条(3)、第32条(1)、第69条(1)、第125a条(3)及び第147条に関する改正については本改正法の公布の翌日に、それ以外の条文に関する改正については本改正法の公布から6月目の初日に、それぞれ施行される。

³ ドイツ特許法においては、特許商標庁側と出願人との間の口頭手続全般を、当局が当事者を聴聞する手続を意味する用語（zu hören）によって、同庁側から見た手続として一律に規定している。このため、同法第46条等においては、審査官に対して出願人が請求する「面接」手続についても、同庁側が出願人を聴聞する手続として記載されていることから、同法の日本語仮訳の該当箇所においては「聴聞」との訳語を採用している。

6. 特許出願に係る発明者指定要件の厳格化（発明者の指定がなされていない場合であっても特許付与を実施しつつ、その場合の発明者指定のための事後手続を例外的に認めて瑕疵の治癒の機会を与えていた制度及び運用を改め、発明者が指定されている出願のみに、特許が付与される制度とする）
7. 異議申立期限を、現行の特許付与の公告後 3 か月から 9 か月に延長。異議申立てにおける手続に係る審議を原則公開化。
8. 現行制度において特許の保護対象から除外されている「植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法」について、当該方法「のみ」によって得られた「植物若しくは動物」それ自体も、特許の保護対象から除外するよう明確化

これらの法改正項目について、Leutheusser-Schnarrenberger 連邦司法相は次のようにコメントしている。「本法をもって、ドイツの革新的な企業にとっての条件は、とりわけ中小企業にとって、格段に改善される。官僚的業務もコストも削減され、特に中小企業は新しい規定から利益を得ることになる。将来、ドイツ特許商標庁への出願はより簡便かつ安価になる。出願人は、彼らの発明が特許を受けることができるかどうかをより早く知ることとなり、特許サーチはインターネットを通じた文書への電子アクセスを介して迅速かつ簡単に行うことが可能となる。また、本特許法改正法案に新しい条項を追加する修正を経て、植物及び動物の伝統的な育成方法のみならず、当該方法のみに由来する植物及び動物も、特許対象から除外されることが明確になった。」

上述の項目 1.~7.については、ドイツ連邦立法府である両院に提出された当初の規定案のまま、法改正がなされることとなった。

他方で、上述の項目 8.は、本法案審議の過程で議論がなされ、本法案に新たに追加されたもの。当該法改正の理由は以下のとおりに説明されている。

「現行のドイツ特許法第 2a 条は、バイオテクノロジー発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日の欧州議会及び理事会指令 98/44/EC (バイオ指令) 第 4 条と同一の文言を用いて、『植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法』を特許対象から除外している。これ（と同趣旨の欧州特許条約 (EPC) の規定（第 53 条(b)）【当該括弧内の文言は筆者による補足】）に基づいて、欧州特許庁 (EPO) 拡大審判部による『プロッコリ事件』及び『トマト事件』に関する各決定 (G2/07・G1/08) は、当該『方法』は特許性なしと判断したものの、EPO 拡大審判部は当該『方法』により得られた動物及び植物の特許性の有無については言及していない。他方で、ドイツ連邦政府は、バイオ指令第 4 条の趣旨にかんがみ、当該特許性からの除外は、当該『方法』により得られた動物及び植物にも適用されるべきものと考える。そうしなければ、伝統的な育成方法について特許性を認めないこの制度が簡単に迂回できてしまうであろう。育種家や農業従事者の利益に照らして、植物及び動物の交配に直接由来する植物及び動物は、広い『物』の特許を請求する第三者の特許の影響下に置かれてはならない。ドイツ産業界、特に化学・医薬業界の特許取得の機会は、この規制の必要性の範囲を超えて制限されるべきではない。植物性油などのような、生物学的

に育成された動物及び植物に由来する製品は、引き続き、通常の特許要件に基づいて特許性が認められるべきである。……中略……)『のみ (ausschließlich)』という語を採用したのは、争いの余地なく特許可能な、特別に遺伝子組換を施した植物や動物については、単にそれらが本質的に生物手学的な交配・選別方法を経た個体であるからの理由によって当該特許禁止条項の対象になることはないことを保証するためである。』

なお、EPO の技術審判部は、「ブロッコリ事件」については本プレスリリース直後の 7 月 9 日に、「トマト事件」については昨年 5 月 31 日に、拡大審判部に対し、「本質的に生物学的な方法」によって得られた「物」のクレームの特許可能性について、改めて質問を付託している。

— ドイツ連邦司法省のプレスリリース（ドイツ語）は、以下参照 —

[Patentnovellierungsgesetz endgültig verabschiedet](#)

— 成立した特許法改正法（ドイツ語）は、以下参照 —

[Deutscher Bundestag Drucksache 17/14221 17. Wahlperiode 26. 06. 2013 Beschlussempfehlung*](#)
[des Rechtsausschusses \(6. Ausschuss\) zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung – Drucksache 17/10308 – Entwurf eines Gesetzes zur Novellierung patentrechtlicher Vorschriften und anderer Gesetze des gewerblichen Rechtsschutzes \(PDF\)](#)

[Deutscher Bundestag Drucksache 17/10308 17. Wahlperiode 12. 07. 2012 Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes zur Novellierung patentrechtlicher Vorschriften und anderer Gesetze des gewerblichen Rechtsschutzes \(PDF\)](#)

— 成立した特許法改正の概要（特許法各条文の日本語仮訳）は、以下参照 —

[2013 年法律改正に基づくドイツ特許法の改正内容（日本語仮訳）\(PDF\)](#)

— 2009年改正版⁴ドイツ特許法の日本語仮訳は、以下参照 —

[ドイツ特許法 2009 年 7 月 31 日の知的所有権の実施の改善に関する法律により改正 \(PDF\)](#)

— バイオ指令の日本語仮訳は、以下参照 —

[生物工学発明に関する指令](#)

— EPC の日本語仮訳は、以下参照 —

[欧州特許庁 欧州特許の付与に関する条約 2000 年 11 月 29 日の法律により改正 2007 年 12 月 13 日施行（仮訳） \(PDF\)](#)

— ブロッコリ事件 (G2/07) およびトマト事件 (G1/08) に関する EPO 拡大審判部の審決についての欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —

[EPO 拡大審判部、交配を含む植物の生産方法に対して特許性を認めない審決 \(2010 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)

⁴ ドイツ特許法は、2009 年 7 月の改正後、2011 年 11 月にも、以下の条文を追加する法改正を経ている。

第 128 条 b 司法法第 17 条の規定は、連邦特許裁判所及び連邦最高裁判所における手続に準用する。

— 7月9日のEPO技術審判部による「ブロッコリ事件」に関する拡大審判部への質問付託についての欧州知的財産権ニュースは、以下参照 —

[EPO技術審判部、「ブロッコリ事件」において再度、拡大審判部へ質問を付託（2013年7月11日）（PDF）](#)

(以上)